

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発送されます

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告で、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

社会保険料控除を受けるには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された方には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から郵送されます。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。なお、10月1日以降に今年初めて国民年金保険料を納付された方の証明書は、来年2月上旬に郵送されます。

また、ご家族の国民年金保険料を納付された方は、納付されたご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに郵送された控除証明書を添付し、申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」については岐阜南年金事務所へお問合せください。

【問 合 先】岐阜南年金事務所 ☎273-6161



消防署 住宅用火災警報器の維持管理について

住宅用火災警報器は平成18年から設置が進められ、当初に設置されたものには、取替え目安である設置後10年を超えるものもあります。10年を経過すると、電池切れや不具合が発生し、火災が発生した際に正常に作動しないこともあります。いざというときに備えるために、住宅用火災警報器の維持管理を適切に行いましょう。

1. 定期的に作動確認をしましょう。

本体のひもを引く、またはボタンを押すことにより、半年に1回は作動確認をしましょう。なお、作動確認を行い警報音声等が鳴らないときは電池切れまたは本体の故障が考えられますので、すぐに電池の交換を行うか本体を取り換えましょう。

2. 本体の手入れをしましょう。

住宅用火災警報器にホコリなどがつくと、誤作動を起こし火災を感知しにくくなります。1年に1回は本体の清掃を行いましょう。

3. 電池の交換をしましょう。

住宅用火災警報器に使用されている電池の寿命は、製造の時期やメーカーにより異なりますが、おおむね10年前後です。しかし、なかには製品仕様に定めた電池の寿命を満たさず、短い期間で電池が切れる場合がありますのでご注意ください。なお、電池切れの場合は火災時(点検時)とは異なる警報音声や光の点滅が起こりますので、これに気づいた場合はすぐに電池を交換しましょう。警報音声はメーカーや機種によって異なりますので、詳しくは取扱説明書を確認してください。

住宅用火災警報器の維持管理を適切に行い、火災から家族の生命、財産を守りましょう。

